

モニタリング強化型特別保証制度の取扱いを開始

～経営状況の変化の予兆を早期に捉えて事業者の皆さまを支援します～

事業者と認定経営革新等支援機関との連携による定期的なモニタリングを通じて、経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、経営支援等により経営力の向上を促し、経営改善を後押しするため、3月16日に「モニタリング強化型特別保証制度」が創設され、同日から保証申込の受付を開始しています。

ご利用いただける方

認定経営革新等支援機関^{*}との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している方

なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高（信用保証協会の保証を付さない融資残高）の割合が5割以上であるものに限り

※中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として国の認定を受けた、税理士、公認会計士、中小企業診断士、金融機関など

POINT①：国から保証料の補助があります

令和8年3月16日～令和9年3月31日(保証申込受付分) 通常の保証料率の **1/2** 相当額を補助

POINT②：適時・適切な経営支援等に繋がります

事業者による経営状況等の報告により、金融機関及び信用保証協会が経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、適時・適切な経営支援等に繋がります。



兵庫県信用保証協会

Tle078-393-3922 (総務企画部企画調整課)

保証料補助

適用される保証料率に応じて、各補助率区分欄に掲げる料率に相当する額を国が補助します

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助率 (%)	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担 (%)	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

※1 令和8年3月16日から令和9年3月31日までの保証申込受付分に対する補助率です
(令和9年4月1日以降受付分は補助の有無を含め未定です)

※2 条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助の対象外となります

制度概要

ご利用いただける方	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している方 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高（信用保証協会の保証を付さない融資残高）の割合が5割以上であるものに限りま
保証限度額	2億8,000万円（組合等の場合は4億8,000万円）
責任共有制度	責任共有対象
対象資金	事業資金
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内（据置期間は運転資金1年以内、設備資金および運転設備資金3年以内）
担保	必要に応じて提供していただきます
保証人	必要となる場合があります（ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です）
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	上表のとおり
添付書類	・信用保証協会所定の申込資料 ・モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書
取扱期間	令和8年3月16日～令和11年3月31日（保証申込受付分）